

用途外使用に該当しない用途の使用届（T-1285）

特例申告貨物にあつては、「**輸入の許可の年月日**」欄に特例申告書の提出年月日を、「**輸入許可書の番号**」欄に特例申告書の番号をカッコ書する。

関税暫定措置法基本通達 10-1 なお書に規定する「用途外使用に該当しない用途の使用届（航空機の緊急的な修理用部分品関係）」として使用する場合にあつては、添付する契約書等の契約期間又は更新期間を余白に付記する。なお、届出時において、譲渡する物品が未定の場合には、「**輸入許可税関**」、「**関税の軽減等又は免除を受けた用途及び使用場所**」及び「**用途外使用に該当しない用途及びその理由**」の欄を除き、「未定」と記載する。